分析·測定業務 <作業環境測定>

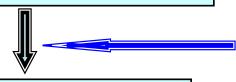
労働安全衛生法第65条

労働安全衛生法により、作業環境の測定、評価から作業環境の改善に 至る一環した作業環境管理が推進されています。作業環境測定は、作業 環境の状態を的確に把握する為に行う定期的な測定であり、作業環境管 理の基本となる情報を得るための重要な手段になります。

弊社は"作業環境測定機関"として登録されており、作業環境測定士があらゆるご相談に対応します。

<作業環境測定を行うべき作業場(指定作業場)>

- 著しく粉じん、騒音を発する所
- 有機溶剤を製造、取り扱う所
- 特定化学物質の製造、取り扱う所
- 鉛業務を行う所



第1管理区分:維持

第2管理区分: 点検・改善努力

第3管理区分: 改善措置、再確認

作業環境測定機関への委託

- 1. 1回/半年の定期的な現場測定
- 2. 各成分濃度の測定・分析
- 3. 管理区分の判定·報告 (第1、第2、第3管理区分)





有機溶剤測定•分析

